

2025 年 5 月 12 日

JICA 安全管理部

セルフディフェンス研修（実技）の機構外関係者の受講義務の変更について

JICA との契約や委嘱により海外へ渡航する方のセルフディフェンス研修（実技）の受講義務が、**2025 年 7 月の渡航から変更**になります。

研修	現行：2025 年 6 月末までの 渡航	2025 年 7 月以降
セルフディフェンス研修（実技）	JICA との契約により、功労金対象国・地域（戦争特約付保：外務省海外安全情報レベル 3 以上の国・地域）に渡航する <u>団内の少なくとも 1 名</u>	JICA との契約や <u>委嘱</u> により、功労金対象国・地域（戦争特約付保：外務省海外安全情報危険レベル 3 以上の国・地域）もしくは <u>JICA の安全対策措置上の安全管理部長承認国・地域へ渡航</u> する方は <u>全員</u>

なお、セルフディフェンス研修（基礎 Web 版）は、外務省危険レベルや JICA の安全対策措置の承認区分を問わず、渡航者全員の受講を必須としています。また、基礎 Web 版の受講完了を、セルフディフェンス研修（実技）の受講条件としています。

※ 既に渡航済の方で、赴任先から外務省危険レベル 3 以上、もしくは安全管理部長承認国・地域へ渡航する方は【現行：2025 年 6 月末までの渡航】の内容が該当します。

※ 海外に滞在している方で日本に帰国する予定がない方向けには、実技の動画を 6 月下旬にリリース予定で、動画の視聴をもって受講とみなします。

[JICA 安全対策研修について | JICA について - JICA](#)